

令和6年度 愛知県

三河港

移出入コンテナ助成金制度

こちらからも
詳細をご覧ください



助成金制度の3つのポイント

三河港の定期航路（内貿定期コンテナ航路）
を利用したコンテナ貨物の移出入に対し、
1本当たり10,000円を助成（20ft・40ft共通）

年間最大
150本まで助成

新規荷主様は
最大3年度間継続補助

対象期間（ただし、予算の限りあり）

新規荷主：令和6年10月1日～令和7年2月28日

継続荷主：令和6年1月1日～12月31日

助成金制度の概要については裏面をご覧ください

【お問合せ先】 三河港振興会 事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172
E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

令和6年度三河港 移出入コンテナ助成金制度概要

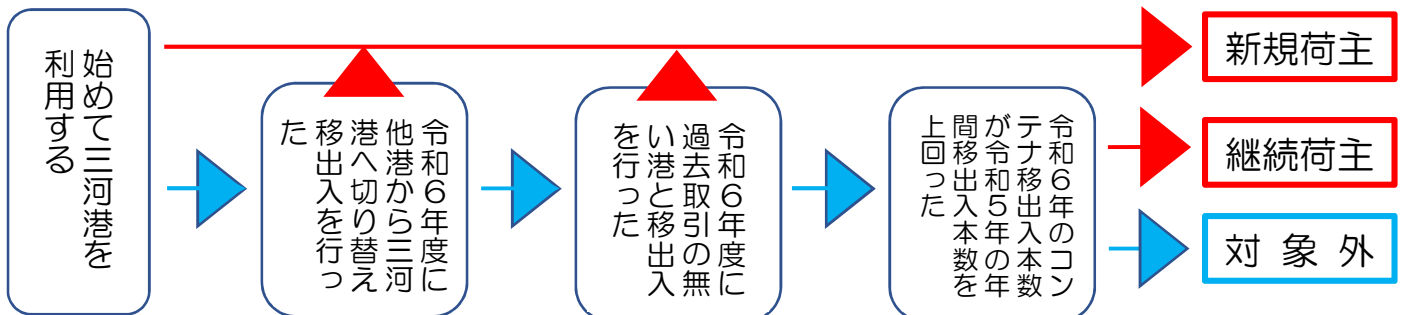
【用語の定義】

荷主	船荷証券等に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者
定期航路	三河港における内貿定期コンテナ航路で港湾管理者が定期航路と認めた航路

【助成制度の内容（その他については「令和6年度三河港移出入コンテナ助成金制度実施要綱」によります）】

制度対象	内容
区分	①新規荷主向け（新たに三河港を利用する企業） ②継続荷主向け（三河港を利用中の企業）
対象	①新たに三河港を利用する荷主に対し交付開始年度を含めた3年度間の移出入貨物（他港切り替えは新規貨物分のみ対象） ②三河港定期航路を利用し、令和6年の移出入本数が令和5年の年間（1月～12月）移出入本数を上回った場合に、その上回った貨物のみ ※①②の重複申請は不可
助成額	10,000円/本（20・40ftとも1本とする）
上限	150本
対象期間	①令和6年10月1日～令和7年2月28日 ②令和6年1月1日～12月31日
申請期間	①第1期：令和6年10月1日～11月29日 第2期：令和6年12月2日～令和7年1月31日 第3期：令和7年2月3日～3月14日 ※①の申請者は、各期間内に1回ずつ申請が可能（移出入を行った時期は問わない） ②令和6年10月1日～令和7年1月31日 ※①②ともに予算に限りがあるため、申請期間終了を待たずに受付終了する場合あり
申請方法	指定様式に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付（押印不要、Eメールでの提出可）
交付時期	助成金の交付決定後、請求書が提出された月の翌月末までに交付

【助成金の対象区分】（凡例：YES → / NO →）



【三河港に関する情報】

三河港振興会	検索	URL : https://www.port-mikawa.jp/
--------	----	---